令和２年４月８日

一時預かり事業定期利用
保護者各位

千葉市こども未来局
こども未来部　幼保運営課長

一時預かり定期利用者の新型コロナウィルス感染症に係る
登園自粛時の保育料減免について

新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、自宅での保育（登園自粛）にご協力をお願いしているところですが、定期利用されている方の保育料減免方法について、次の通り取り扱うこととしますので、お知らせします。

１　保育料の減免方法（３月分から適用）

（１）利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分以上お休みいただいた場合は、月の保育料を全額免除します。

（２）利用可能日数（※）について月ごとに算出し、利用可能日数の半分未満お休みいただいた場合は、利用可能日数を分母として、月の保育料を日割り計算します。

【※利用可能日数の考え方】

・週３日（月・火・水で利用）で４月の場合
１、６～８、１３～１５、２０～２２、２７、２８日の１２日間

・週２日（木・金で利用）で４月の場合
２、３、９、１０、１６、１７、２３、２４、３０日の９日間

２　その他

保育料の返還等については、各園にお問い合わせください。

問合せ先：幼保運営課　043-245-5729